

福井県発注工事における施工体制の点検要領

1 目的

公共工事の品質を確保し、工事目的物の整備が的確に行われるためには、工事の施工段階において契約の履行が確保される適正な施工体制の下で工事が実施される必要がある。

また、工事の施工に当たり、元請下請関係の適正化と建設業従事者の処遇の改善を図ることで、地域防災力維持の担い手である建設産業の健全な発展を促すことが必要である。

本要領は、県が発注した請負工事の施工体制について把握すべき点検事項を定め、もって工事の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

2 点検の基本

(1) 点検事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年11月27日公布）および同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）ならびに「福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱（以下「適正化要綱」という。）」において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 点検実施方法

点検実施に当たっては、工事施工体制点検票（別紙様式。以下「点検票」という。）に掲げる項目について、書類、発注者支援データベースシステムの確認および工事現場での目視により確認を行うほか、元請人およびその下請業者からの聴取により確認し、その点検結果を点検票に記入すること。

また、点検に当たっては、別表に基づき、点検対象工事の監督職員を含む2名以上の職員により抜き打ちで行い、土木管理課職員が点検を行う場合は、監督職員等の協力を求めるものとする。

なお、点検により、次のいずれかに該当する場合で、特に必要があると認められるときは、当該工事の請負業者の営業所等に対して営業所実態調査を行うものとする。

- ①配置技術者に疑義があると認められる場合
- ②施工体制台帳および施工体系図と現場の実態が異なると認められる場合
- ③一括下請けの疑いがあると認められる場合
- ④元請下請契約の内容が不適切と認められる場合
- ⑤その他特に必要があると認められる場合

(3) 建設業法等違反への対応

点検により不適切な事項が認められた場合は、県発注工事を直接請け負った元請負人（以下「直接請負者」という。）に対し是正措置を講じるよう文書で指示し、指示内容を点検票に記録すること。是正を確認した場合は、確認内容、確認を行った日時、確認職員の職・氏名および相手方の所属・氏名を記載した資料を作成し、点

検票とともに保管すること。

なお、法令違反行為については、建設業法第28条に該当する場合は監督処分の対象とすることとし、さらに福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第10号に基づき、建設業法違反行為として指名停止を講じる

また、福井県工事請負契約違反など福井県が発注する工事の契約相手として不適切と認められる場合も、指名停止措置要領別表第2第11号に基づき、不正または不誠実な行為として指名停止の対象とする。

(4) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者等の専任性の確認および現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容および改善状況に応じて、工事成績評定に適切に反映すること。

3 入札・契約手続における監理技術者等の点検

(1) 入札手続における点検

「配置予定技術者確認要領」に基づき、配置予定の監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格、所属建設業者との間に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること等を確認すること。

(2) 契約後における点検

①契約後、監督職員は、当該工事について工事実績情報を提供するサービス（CORINS）に基づき作成された「工事カルテ」を確認すること。なお、登録後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を速やかに提出させること。

②施工計画書提出時（工事着手前）に、監理技術者等から施工計画について説明を求め、監理技術者等の実質的関与および届出された配置予定技術者との同一性、資格、所属会社および入札の審査基準日（事前審査型においては入札参加申請時、事後審査型においては落札候補者決定時）以前に3か月以上の所属会社における直接的かつ恒常的な雇用関係を、監理技術者資格証の提示、健康保険証の写し等により確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、福井県工事請負契約約款第46条第1項第4号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

4 下請契約に関する遵守項目の点検

工事元請・下請関係者（変更）届出書提出時に、適正化要綱第5条から第7条までの規定を遵守して、下請負人の選定および下請契約が行われているかについて確認すること。

5 施工中の現場における施工体制の把握

(1) 現場での専任状況の点検

現場での監理技術者等の専任状況について、適切な頻度で点検すること。

(2) 施工体制台帳の点検

- ①施工体制台帳および下請契約書等の添付書類が工事現場に備え付けられていること。
- ②その内容が提出された写しと同一内容であること。
- ③施工体制台帳と「工事元請・下請関係者（変更）届出書」の内容が同一であること。
- ④施工体制台帳に健康保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況が記載されていること。

（３）施工体系図の点検

- ①施工体系図が工事現場の工事関係者および公衆が見やすい場所に掲げられていること。
- ②施工体系図に記載のない業者が作業していないこと。

（４）施工体制の把握

- ①施工体制が一括下請負に該当していないこと。
- ②法令に基づいた適正な下請契約等がなされていること。
- ③施工体制台帳および施工体系図が実際の体制と異なるものでないこと。
- ④「工事元請・下請関係者（変更）届出書」が適切に記入され提出されていること。

なお、工事施工中に下請負契約の総額が４，５００万円（建築一式工事の場合は、７，０００万円）を超えた時点において、特定建設業許可業者であることおよび監理技術者が専任していることを確認すること。

（５）作業員名簿の点検

作業員名簿（適正化要綱様式第１号）が作成され、工事現場に備え付けられていることを点検すること。

また、作業員名簿に記載のない者が作業していないことを点検すること。

（６）建設業許可を示す標識等の点検

- ①建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に提示されていること。
- ②建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。
- ③労災保険関係の掲示項目が掲示されていること。
- ④適正化要綱に定める情報受付窓口に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されていること。

６ その他

この要領の実施に当たり、要領の適切な運用のため必要がある場合、点検実施機関は土木部土木管理課と協議し、その指示に従うものとする。

附則

- １．「工事現場における施工体制の点検要領」（平成１３年１０月１日施行）は廃止する。
- ２．この要領は平成２４年１１月１日から施行する。
- ３．この要領は平成２４年１１月１日以降に締結された請負契約に係る建設工事について適用する。

4. 平成24年11月1日以前に締結された請負契約に係る建設工事については、なお「工事現場における施工体制の点検要領」による。

附則

1. この要領は、平成26年6月1日以降に入札公告が行われた建設工事について適用する。
2. 平成26年5月31日以前に入札公告が行われた建設工事については、なお従前の例による。

附則

1. この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附則

1. この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

1. この要領は、令和5年4月1日から適用する。